

司法書士による 相続・遺言・成年後見

無料相談会

IN 麻績村

開催日 令和5年 8月25日(金)

会場 麻績村役場
第1、第2会議室



相
談
会
無
料

13:30～16:30 (最終相談は16:00から)

相談会は **予約制** です! 7月26日(水) 午前9時 **受付開始**

以下のどちらかの方法で、事前のご予約をお願いいたします。

予約方法①
ネット予約

長野県司法書士会HPの
予約フォームよりご予約ください▶



予約方法②
電話予約

長野県司法書士会事務局
TEL.026-232-7492
受付時間 9:00～16:00
※土日祝及び8月13日～8月16日は除く



こんなお悩みはありませんか?

- ・土地の名義が先々代のままとっている。
自分の名義にするにはどうすればいいの?
- ・相続登記義務化について知りたい。
- ・実家が空き家となっている。相続登記はしないといけないの?
- ・相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない。
- ・遺言について知りたい。
- ・遺言書の保管制度について知りたい。
- ・相続した土地を国に引き取ってもらえるって本当?
- ・一人暮らしなので認知症になった時が心配...
- ・知的障がいをもつ子どもの将来が心配... など

※相談時間は30分以内とさせていただきます。
体調不良の方の相談をお断りする場合があります。

お問い合わせ



長野県司法書士会 事務局

〒380-0872長野市妻科399番地

TEL.
026-232-7492
<https://www.na-shiho.or.jp>

[主催]
・長野県司法書士会
・公益社団法人成年後見センター
リーガルサポートながの支部

長野県司法書士会の無料相談

当日、相談会に来られない方は、下記無料相談をご利用ください。

一人で悩んでいませんか？私たち司法書士は身近なくらしの法律家です。Web・電話による無料相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

Web相談

Zoomを使用して、相続に関連するご相談
(司法書士業務に関するものに限ります)を無料でお受けします。

相続に関する相談
(司法書士業務に限ります)

毎週 木

●使用するサービス / Zoom

こちらからも
アクセスできます▶



●予約 / 長野県司法書士会の
ホームページからのご予約が必要です。

※相続の相談は、下記の「常設電話相談」でも
お受けしています。

相談時間(45分以内)

①12:00～ ②13:00～

電話相談

平日の毎日、司法書士が電話で相談をお受けしています。

曜日や電話番号が相談内容ごとに異なります。

※祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日を除く

こちらからも
アクセスできます▶



相続・登記手続
消費者トラブル等の相談

毎週 月～金

※相談内容により、電話番号が
異なりますのでご注意ください。

●相続 ※相続に関するご相談は、上記の
Web無料相談もご利用ください。

- 遺言 ●遺産分割 ●生前贈与
- 相続放棄 ●空家問題 など

☎026-232-6110

受付時間 12:00～15:00

●登記手続(不動産・商業)

- 土地建物の登記手続
- 会社や各種法人に関する登記手続 など

☎026-232-9110

受付時間 12:00～14:00

●消費者トラブル・少額トラブル

- カードローンや消費者金融の使いすぎ
- 特殊詐欺や悪質商法
- 裁判所からの突然の呼び出し(訴状や支払督促)
- 個人間のお金の貸し借りや交通事故、
ペットに関するトラブル など

☎026-233-4110

受付時間 12:00～14:00

月曜日 / 会社法務

- 会社設立・解散 ●事業承継 ●雇用問題 など

火曜日 / 借地借家

- 貸家の明渡し ●契約の更新
- 敷金の返還 ●家賃の増額や減額 など

水曜日 / 夫婦・親子

- 親権・扶養義務 ●離婚と住宅ローン
- 離婚による財産分与・面会交流・養育費 など

木曜日 / 成年後見

- 高齢者・障がい者の財産管理
- 後見人等の選任手続き
- お年寄りを狙った悪質商法 など

金曜日 / インターネット
トラブル

- ネット通販・オークションによるトラブル
- オンラインゲームでのトラブル
- アダルトサイトの不当請求 など

労働トラブルに関する相談

毎週 水

- 水曜日
- 解雇 ●ブラックバイト
 - 残業代を支払ってもらえない
 - 賃金や退職金の未払い など

☎026-232-2110

受付時間 17:00～19:00

生活が苦しい方のための相談

毎週 月

- 月曜日
- 生活保護を受けたい
 - 借金で悩んでいる
 - 家賃が払えない
 - 車上生活から脱したい など

☎026-233-1000

受付時間 15:00～18:00

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることが出来ます。

ご相談内容などの秘密は厳守します。